

「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」 の見直しについて

平成24年12月27日

1 基本的な考え方

- (1) 京都府では、国に先行して暫定計画を策定していたが、今般、国の原子力災害対策指針、地域防災計画作成マニュアル等が見直されたことを踏まえ、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を本格的に見直す。
- (2) SPEEDIの予測を踏まえた広域避難計画（災害時要配慮者対策を含む）を新たに盛り込む。
- (3) 関西広域連合防災・減災プラン（広域避難対策、水資源の確保等）と整合を図る。
- (4) 今後の原子力災害対策指針等の改定に伴い、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を順次見直す。

【今後の改定事項】

- ・ 防護基準（EAL・OIL）
- ・ 緊急時モニタリング体制
- ・ 緊急被ばく医療体制（安定ヨウ素剤の取り扱いを含む） など

2 主な見直しのポイント

(1) 総 則

- ① 高浜及び大飯発電所を対象
- ② 防災対策を重点的に充実すべき地域として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を設定
- ③ 福島第一原子力発電所事故のような放射性物質が広範囲に影響を及ぼす過酷事故を想定

(2) 原子力災害事前対策

- ① 広域避難計画の策定、関係市町等の避難計画策定支援、関西広域連合を含めた広域的な応援協力体制の拡充・強化
- ② 過酷事故が起こった場合でも対応可能な体制等の整備
- ③ 過酷事故や複合災害を想定した訓練
- ④ 対策拠点施設と府・関係市町間における情報通信ネットワークの強化
- ⑤ 災害時要配慮者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保

(3) 緊急事態応急対策

- ① PAZ、UPZにおける防護活動・広域避難対策
- ② 避難場所等における災害時要配慮者に配慮したケアの実施
- ③ ボランティア、義援金等の受入れ
- ④ 避難指示区域における庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続
- ⑤ 家庭動物等の対策、水資源対策

(4) 原子力災害中長期対策

- ① 現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策、被災者の生活支援の実施
- ② 国・府・市町村協議の上、状況に応じた避難区域を見直し
- ③ 国、市町村、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施
- ④ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底